

G20 愛媛・松山労働雇用大臣会合デザイン使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、G20 愛媛・松山労働雇用大臣会合推進協議会（以下「協議会」という。）が、G20 愛媛・松山労働雇用大臣会合のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、デザインとは、別記の G20 愛媛・松山労働雇用大臣会合のメインヴィジュアル（坊っちゃん、マドンナ、道後温泉）及び公式標記文字（日本語・英語）をいう。

(権限)

第3条 デザインに関する一切の権限は、協議会が所有する。

(使用手続)

第4条 物品や資料、電子媒体など（以下「物品等」という。）にデザインを使用しようとする者は、G20 愛媛・松山労働雇用大臣会合デザイン使用届出書（様式1）を事前に協議会に提出しなければならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 協議会構成機関が使用する場合
- (2) 前号に準ずると認められる機関が使用する場合
- (3) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (4) 報道機関等が報道の目的で使用する場合
- (5) その他協議会が認めた場合

※(1)及び(2)については、別紙1「届出書の提出を要しない機関及びその例」を参照。

2 協議会は前項の届出書を受理した場合、G20 愛媛・松山労働雇用大臣会合デザイン使用届出受理通知書（様式2）をもって通知するものとする。

3 デザインと併せて、外務省が管理している G20 サミットロゴマークを使用しようとする者は、別途、外務省 G20 サミット事務局に当該ロゴマークの使用申請を行うこと。

『G20 サミットロゴマークの使用について』（外務省 G20 サミット事務局）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_003101.html

(使用方法)

第5条 デザインを使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) G20 愛媛・松山労働雇用大臣会合デザイン使用届出書に記載した届出内容の範囲で使用する
こと。
- (2) 別紙「G20 愛媛・松山労働雇用大臣会合デザイン使用ガイドライン」に定める規格及びカラーに従って適正に使用すること。
- (3) 前条第2項により届出書が受理された物品等の完成品（完成品の提出が困難なものについては、その写真等）を速やかに協議会に提出すること。

- (4) デザインを使用した物品等の使用に当たり、事故等が発生しないよう十分に配慮すること。
- (5) その他協議会が指示する事項を遵守すること。

(使用基準)

第6条 デザインの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

- (1) G20 労働雇用大臣会合の趣旨に反するおそれがある場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 営利を主たる目的とする場合（商品の包装紙などそのもの自体が営利を目的にしていないものは含まない。）
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (5) デザインを正しい使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (6) その他協議会が不相当と認めた場合

(使用の差止め)

第7条 使用者がこの要領に違反したとき、または協議会が不相当と認めたときは、デザインの使用を差し止めることができる。

(使用状況及び使用実績の確認)

第8条 協議会は、必要があると認めた場合には、デザインの使用状況及び使用実績の確認調査を実施する。その際、使用者は誠実にこれに応じなければならない。

(使用期限)

第9条 デザインの使用期限は、日本が G20 サミット議長国を務める 2019 年 11 月 30 日までとする。

(損失補償等の責任)

第10条 協議会は、デザインの使用に係る損失の補償等について、一切の責任を負わない。

附則

この要領は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

別記：メインヴィジュアル



公式標記文字（日本語）

G20 愛媛・松山 労働雇用大臣会合

公式標記文字（英語）

G20 Labour and Employment Ministers' Meeting in Matsuyama・Ehime